

板橋区内の産業振興と活性化をめざして

板橋
産連

ニュース

第1180号

2016・9・1

発行：一般社団法人 板橋産業連合会

板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131

FAX(3962)0133

協力：板橋区

NEWS

- ◆ 全国労働衛生週間のご案内
- ◆ ミニ四駆大会報告
- ◆ 年次有給休暇取得促進期間のご案内
- ◆ 板橋産連の主な予定とお知らせ
- ◆ 育児・介護休業法が改正されます
- ◆ 産業技術センター機器紹介シリーズ
- ◆ 新規会員紹介

第67回 全国労働衛生週間説明会について

●準備期間 9月1日(木)～9月30日(金) ●本週間 10月1日(土)～10月7日(金)

スローガン 「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

職場で働くすべての従業員が心身ともに健康であり、快適に従事できる職場の環境づくりを目指し、本年度も標記のスローガンをもとに、第67回全国労働衛生週間が実施されます。

そこで9月の準備期間をとらえ、労働衛生週間図書・用品の販売をいたします。

また、下記により説明会が開催されますので、事業主、衛生・労務担当の皆様には、お繰合せご参加くださいますようご案内いたします。

日 時 平成28年9月7日(水) 午後1時30分～午後4時20分

場 所 東京信用金庫本社ビル 8階ホール 豊島区東池袋1-12-5

内 容 (1) 平成28年度全国労働衛生週間実施要綱等について
(2) 過重労働による健康障害防止対策について
(3) 「ストレスチェック制度」(ストレスチェックの活用)

東京産業保健総合支援センター促進員 伊藤 幸生 氏

参加費 無 料

育児・介護休業法が改正されます！平成29年1月1日施行

～ 厚生労働省 ～

改正のポイント

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正を行いました。

(1) 介護休業の分割取得

現行

介護休業について、
介護を必要とする家族（対象家族）
1人につき、通算93日まで原則1回
に限り取得可能



改正内容

対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能

介護休業とは・・・

労働者（日々雇用される方を除く）が、要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）の対象家族を介護するための休業です。

対象家族の範囲は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、また、同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫です。（※今後見直しの予定です。）

(2) 介護休暇の取得単位の柔軟化

現行

介護休業について、1日単位での取得



改正内容

半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能

介護休暇とは・・・

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者（日々雇用される方を除く）は、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話をを行うための休暇の取得が可能です。

(3) 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行	改正内容
介護のための所定労働時間の短縮措置（選択的措置義務）について、 <u>介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能</u>	<u>介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能</u>

介護のための所定労働時間の短縮措置（選択的措置義務）とは・・・

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のいずれかの措置を選択して講じなければならないとされています。

①所定労働時間の短縮措置 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

(4) 介護のための所定外労働の制限（残業の免除）

現行	改正内容
なし	介護のための所定外労働の制限（残業の免除）について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

対象家族1人につき、介護の必要がなくなるまで、残業の免除が受けられる制度を新設しました。

(5) 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

現行	改正内容
有期契約労働者の方については、以下の要件を満たす場合に育休の取得が可能 ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること ②子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること ③子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く	以下の要件に緩和 ①申出時点で過去1年以上継続し雇用されていること ②子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">雇用契約があるかないか、わからない人でも大丈夫です。</div>

また、介護休業の取得要件については、①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること、②介護休業を取得する日から9か月経過する日^(※)までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこととなります。

(※) 9か月経過する日とは、(介護休業を取得する日から93日経過する日) + (93日経過する日から6か月経過する日) のこと

(6) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

現行

子の看護休暇について1日単位での取得



改正内容

半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能

子の看護休暇とは・・・

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される方を除く）は、1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるための休暇の取得が可能です。

(7) 育児休業等の対象となる子の範囲

現行

育児休業など※が取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子



改正内容

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

※育児休業の他に、子の看護休暇、所定外労働の制限（残業の免除）、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置も含まれます。

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正

(8) いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

現行

・事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止



改正内容

- 左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。
- 派遣労働者の派遣先にも以下を適用。
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

板橋産連ミニ四駆大会が行われました

さる平成28年8月4日（木）、午前9時から小中学生を対象とした板橋産連ミニ四駆大会が開催されました。この事業は学生にモノづくりの楽しさを学んでもらい未来の製造業を担う人材を育成する次世代育成事業として平成22年度より開催しているロボットコンテストを、昨年よりミニ四駆大会に変更して2年目の大会となります。

当日は、初めにミニ四駆の歴史とギアと速さの関係などの講義を行った後、参加者にそれぞれミニ四駆のキットを選んでいただき組み立てを行いました。モーターやギヤ等は同等のものを使用しておりますが、車体カバーやセッティングの違いにより速さが変わりコースアウトしてしまうことがありました。

レースは3周で約100mになるコースを走ります。予選は30分行い、1着になった回数が多い方が決勝へと駒を進めました。電池を1回だけ交換でき、電池交換のタイミングも重要な要素になり、子供たちは白熱した様子でレースにのめり込んでいました。また親御さんもスマホ等で我が子のレースの様子を撮影されておりました。

大会の結果は以下の通りです。入賞された皆様おめでとうございます。

板橋産連ミニ四駆グランプリ2016 レース結果		
各賞	名前	学年
優勝	大澤 匠 君	中学校3年生
準優勝	大島 優也 君	小学校5年生
第3位	渡邊 泰成 君	小学校5年生



左：大島君 中央：大澤君 右：渡邊君



講義の様子



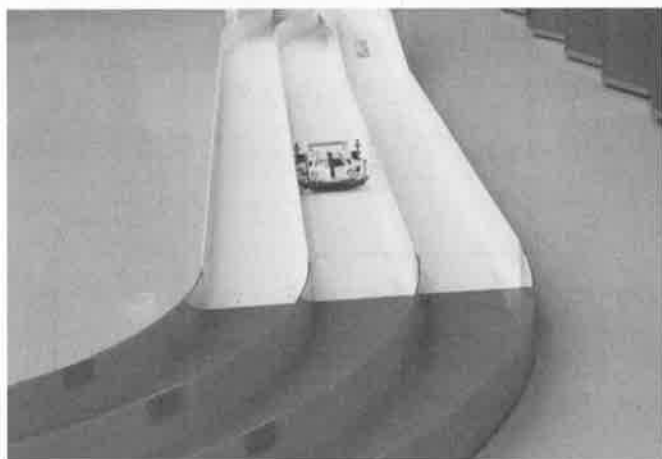
ミニ四駆組み立ての様子



ミニ四駆組み立ての様子



ミニ四駆組み立ての様子



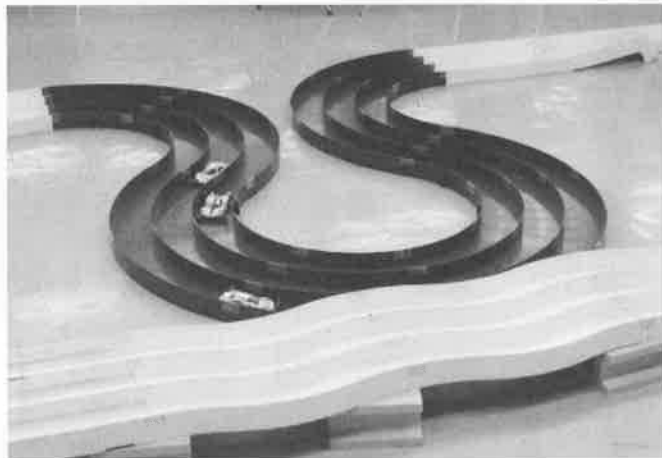
試走の様子



レース開始の様子



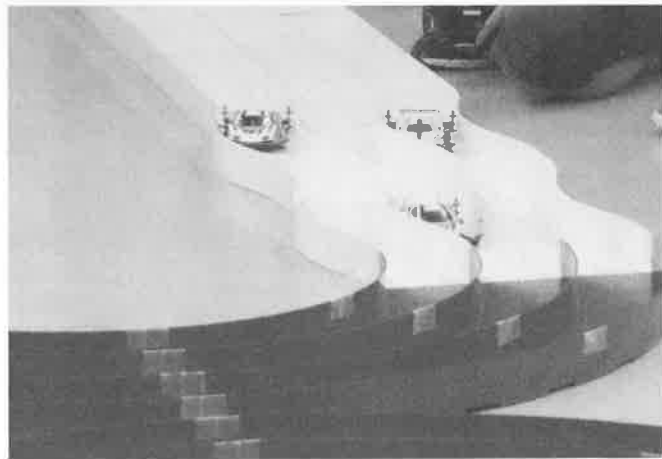
レーススタート直前の様子



レースの風景



レースの風景



レースの風景

遠隔技術相談システム

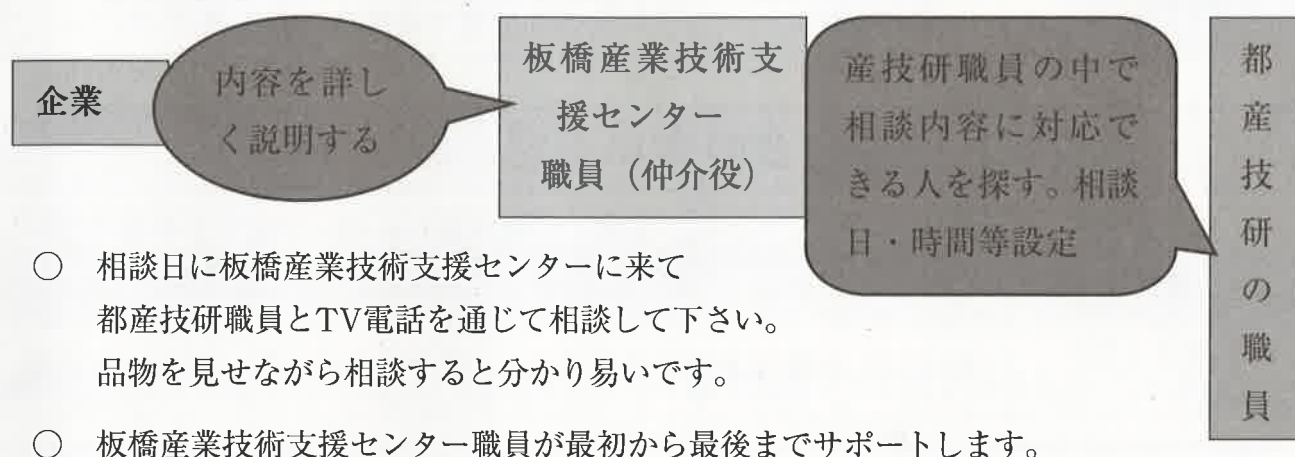
～板橋産業技術支援センター～

目的 板橋産業技術支援センターでは、企業の皆様に計測機器や環境試験機器のご利用をいただいておりますが、合わせて技術相談にも対応しております。

しかし、ご相談は千差万別で対応できない内容も多々あります。そのため、都立産業技術研究センター（都産技研）と遠隔技術相談システムを構築して、都産技研の職員と直接相談できるように計らっています。

システムの概要

- まず相談内容に対応できる人を探します



- 相談日に板橋産業技術支援センターに来て都産技研職員とTV電話を通じて相談して下さい。品物を見せながら相談すると分かり易いです。
- 板橋産業技術支援センター職員が最初から最後までサポートします。



本シリーズでは、板橋産業技術支援センターの設備を順次紹介しています。保管していただきますとお役にたつかと思えます。

年次有給休暇 取得促進期間のご案内

～厚生労働省～

10月は年次有給休暇 取得促進期間です。

効率的に働いて、しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のために、「プラスワン休暇」で、連続休暇に。

都道府県労働局の「働き方・休み方改善コンサルタント」が、電話相談や個別訪問により、働き方・休み方改善のためのアドバイスを行い、あなたの会社のワーク・ライフ・バランスの実現をお手伝いします。相談等は無料ですので、お気軽にお近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

（東京労働局 雇用環境・均等部 TEL:03-6867-0212）

新規会員のご紹介

○志村支部

会社名	株式会社メイプル
所在地	東京都板橋区志村 2-2-1
事業内容	・靴小売業
会社名	社会福祉法人ひまわり福祉会
所在地	東京都板橋区小豆沢 1-12-6
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業 ・認知症支援型老人共同生活援助事業 ・保育所経営 ・放課後児童対策健全育成事業

板橋産業連合会の主な予定とお知らせ

予定表詳細はホームページにてご確認ください。

開催日	行事	備考
6月26日(日)	第66回 板橋産連軟式野球大会	試合場：小豆沢、城北、戸田橋
9月20日(火)	板橋ビジネス経営学院 ・いないと困ると言われる存在になれ！ ・仕事の質を高める最後のツメ	産連会館3階 18：00～20：00
9月27日(火)	ものづくり技術・サービスを広く 伝える講習会(実践編 4) ビジネスに役立つ動画作成の実践	産連会館3階 18：00～20：00
10月5日(水)	セミナー「マイナンバー制度の 運用と留意点」	産連会館3階 18：00～20：00
10月7日(金)	環境管理研究会第2回研修会 「ISO014001：2015企画説明会」	産連会館3階 10：00～16：30
10月7日(金)	板橋産連ゴルフ大会	久邇カントリークラブ
10月14日(金)	板橋産連ボウリング大会	トミコシ高島平ボウル 18：30～
10月19日(水)	ものづくり技術・サービスを広く 伝える講習会(実践編 5) ビジネスに役立つ動画作成の実践	産連会館3階 18：00～20：00
10月20日(木)	板橋ビジネス経営学院 ・できる！社員・管理者は意識が違う ・「指示待ち」を卒業して真の行動をみがけ！	産連会館3階 18：00～20：00
11月2日(水)	セミナー「板橋区製造業の特徴と 成功企業のビジネスモデル」	会場：板橋産連会館3階会議室
11月6日(日) ～7日(月)	工場施設見学会	福島県 洋上風力発電 (株)クレハ生産本部いわき事業所